別表を次のように改める。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の規定は、この告示の施行の日以後に取得する株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）について適用し、同日前に取得した株式に係る事業活動の実施の状況に係る経済産業大臣の証明（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第一項から第四項までの規定に基づく経済産業大臣の証明をいう。）については、なお従前の例による。